

国際最低課税額に対する法人税等の見直し(グローバルミニマム課税)

大企業
向け

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

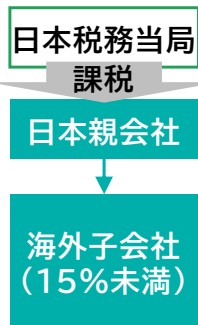
国際的な法人税引下げ競争を防止するため、各国ごとに最低15%以上の課税を確保するグローバル・ミニマム課税の導入が2021(令和3)年10月にOECD加盟国等の間で合意された。

グローバル・ミニマム課税は下図①～③の制度で構成され、「①所得合算ルール」は2023(令和5)年度税制改正において「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等」として法制化、「②軽課税所得ルール」及び「③国内ミニマム課税」は2024(令和6)年度以降の法制化が検討されていた。

グローバル・ミニマム課税は連結総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業グループに適用される。

グローバル・ミニマム課税の概要(連結総収入金額7.5億ユーロ以上の多国籍企業グループに適用)

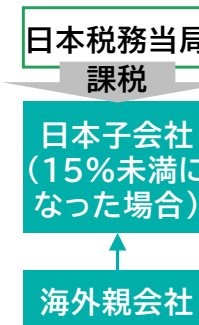
① 所得合算ルール(IIR):
子会社等の実効税率が15%未満の場合に、実効税率が15%となるまでの差額を親会社に追加課税。



② 軽課税所得ルール(UTPR):親会社等の実効税率が15%未満の場合に、15%となるまでの差額を子会社等に追加課税。IIRが適用できない場合の補助的制度。



③ 国内ミニマム課税(QDMTT):自国企業の実効税率が15%未満になった場合に、15%となるまでの差額を自国企業に追加課税。他国IIR・UTPRによる追加課税を防止する制度。



(2)内容

- ① 所得合算ルールの見直し:OECD等の議論を踏まえ見直し(適用免除基準、外国税額控除などの見直し)
- ② 軽課税所得ルールの法制化:今年度改正では法制化されず、2025(令和7)年度以降の法制化を検討
- ③ 国内ミニマム課税の法制化:今年度改正では法制化されず、2025(令和7)年度以降の法制化を検討

国際最低課税額に対する法人税等の見直し(グローバルミニмум課税)

大企業
向け

2. 適用時期

- ① 所得合算ルールの見直し:大綱に記載なし
- ② 軽課税所得ルールの法制化: 2025(令和7)年度以降
- ③ 国内ミニмум課税の法制化: 2025(令和7)年度以降

3. 実務のポイント

- グローバル・ミニмум課税についてのOECD等での議論は継続している。これらの議論を踏まえた見直しや改正が見込まれるため、今後の議論のキャッチアップが重要である。
- 軽課税所得ルールと国内ミニмум課税の法制化については、検討事項となっている。実際に導入されるかどうかについても含めて今後の情報を確認する必要がある。